

かつらぎ町議会基本条例



かつらぎ町議会

かつらぎ町議会基本条例 目次

議会基本条例ってなあに??	1
議会活性化の歩み	2
条例の構成	2
前文	3
第1章 総則	4
第2章 議会・議員の活動原則	5
第3章 町民と議会の関係	6
第4章 町長と議会の関係	8
第5章 議会運営と議会機能の発揮	9
第6章 議会活性化の推進	11
第7章 議会及び議会事務局の体制整備	12
第8章 議員の身分・待遇及び政治倫理	12
第9章 最高規範性及び見直し手続	12
かつらぎ町議会基本条例（全文）	13～15
用語解説	16・17



議会基本条例ってなあに??

町議会の役割って?



市民から選挙で選ばれ、市民の皆さんのお見を代表して、町の予算などに反映させていりんだよ。また、町政の見張り番として監視役も務めてるよ。



そのため議会はどうするの?



こうした役割を果たし、市民に信頼されるよう、自分たちで議会の改革を進めていく必要があるんだよ。



だから条例をつくるの?



そうだよ。自分たちの議会は、こんなふうに改革していくんだ、市民や町長との関係もこんなふうに改良していくんだという決めごとを条例という形でつくったんだよ。



条例には、どんなことが決められてるの?



議会と市民、町長とのあるべき姿や進むべき方向、議会と議員の役割や責任を定めているんだよ。

そして、市民に信頼される議会運営をしていく決意をしてるんだよ。



市民にとって何が変わるもの?



「市民に開かれた議会」を基本原則の一つにしているんだよ。だから、今まで以上にいろんな方法で市民にわかりやすく情報を伝えているとしてるんだよ。

また、市民の意見や要望を、市民アンケートや直接会って意見交換をするなどして、皆さんの声を今まで以上に町政に反映していくよ。



議会活性化の歩み

平成
15年6月

5ページ参照

一般質問 対面式・一問一答方式を導入

町長と向き合い議論するため、一般質問席を設け、対面式・一問一答方式を導入しました。

23年10～11月

議会に関するアンケート調査の実施

町内各種団体に依頼し、アンケート調査を実施。結果を「議会だより特別号」として公表。

23年12月

議会活性化特別委員会の設置

議会改革の検討を行うため、7人の委員で構成する特別委員会を設置しました。

24年10月

議会報告会を開催

自治区長会と議会報告会を開催。以後、女性議とも新たに協議し、年一回をめどにそれぞれの団体とテーマを決めて、報告会を実施しています。

25年3～9月

通年議会の試行

9ページ参照

議会改革の一環として、会期をおおむね1年とする「通年議会」の検討にあたり、半年間の試行期間を設けて実施しました。

26年1月

通年議会の導入

試行期間を経て、県下に先駆けて「通年議会」を実施。

開かれた議会を
目指して

平成28年8月
議会基本条例制定

条例の構成

前 文

第1章 総 則

条例の目的・基本理念について述べています。

第2章 議会・議員の活動原則

議会及び議員の活動について述べています。

第3章 町民と議会の関係

町民に対する情報公開など、議会の説明責任について述べています。

第4章 町長と議会の関係

二元代表制の下での町長と議会との関係、行政に対する監視機能の充実・強化、議会が議決すべきものなどについて述べています。

第5章 議会運営と議会機能の発揮

会期や委員会の在り方、本会議・委員会等について述べています。

第6章 議会活性化の推進

議会広報紙のさらなる充実等、議会をより身近に知ってもらうための広報広聴活動の充実について述べています。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

議員の政策立案能力の向上や、議会事務局の充実強化について述べています。

第8章 議員の身分・待遇及び政治倫理

議員定数や議員報酬について、それぞれ別の条例で定めていることを述べています。

第9章 最高規範性及び見直し手続

この条例と他の条例や規則との関係及び条例見直しの手続きについて述べています。

附 則

かつらぎ町議会基本条例

かつらぎ町議会基本条例は、前文と9章25条の条文でできています。 13~15ページ参照
平成28年6月21日の本会議で可決され、同年8月1日スタートしました。

前文

地方議会は、国会とは違い首長と議員が各々町民の直接選挙で選ばれる二元代表制の一翼を担っていることを踏まえ、平成17年10月合併以来、本格的な議会の活性化を進めてきました。

平成26年より県下に先駆けて通年議会を採用し、議員の自己研鑽と資質向上に努め、町民とともに歩む開かれた議会を築くことを決意し、議会改革の集大成として最高規範であるこの条例を制定することを宣言したものです。

(条文)

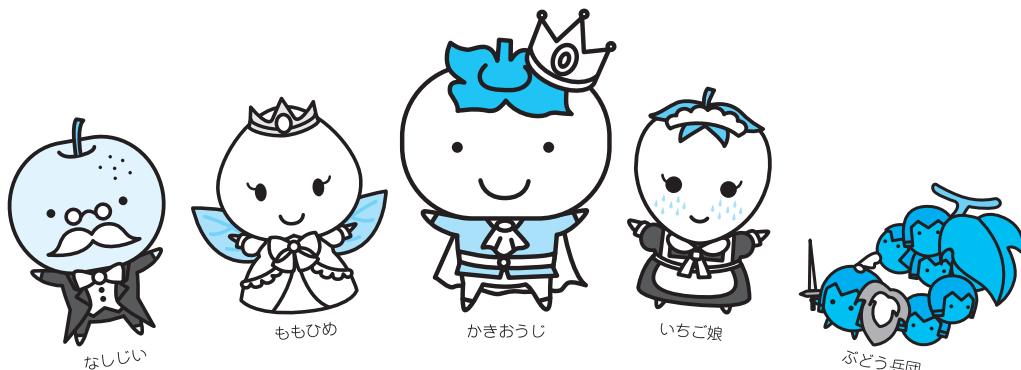
地方分権一括法の施行以来、国と地方の役割分担の明確化が図られ、地方公共団体は自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開していくことが期待されています。

議会は、二元代表制の一翼として、町民の信託を厳粛に受け止め、政策形成及び政策の実施過程に多角的に参画し、その要所で重要な意思決定が求められています。

かつらぎ町議会（以下「議会」という。）は、平成17年10月の町村合併後、全国町村議會議長会の「地方分権時代に対応した新たな町村議会のあり方についての提言」に基づいて、本格的な議会の活性化を進めてきました。以来10余年の間、議員間での率直な意見交換や町内各種団体との懇談を通じて、議会の役割について相互の理解を深めることができました。その一つとして、平成26年より県下に先駆けて通年議会を実施しています。

通年議会を通じて、町政の主人公は町民であるとの認識のもと、議員自らが政策立案能力を高め、地方自治の本旨である町民の福祉の増進に努めているところです。また、町民の代表機関として、議会のあるべき姿を示すためにも議会基本条例が必要であるとの共通認識に至りました。

憲法と地方自治法を遵守しながら、独自の議会運営ルールを策定し、議員の自己研鑽と資質の向上に努め、町民とともに歩む議会を築くことを決意し、この条例を制定します。



第1章 総則

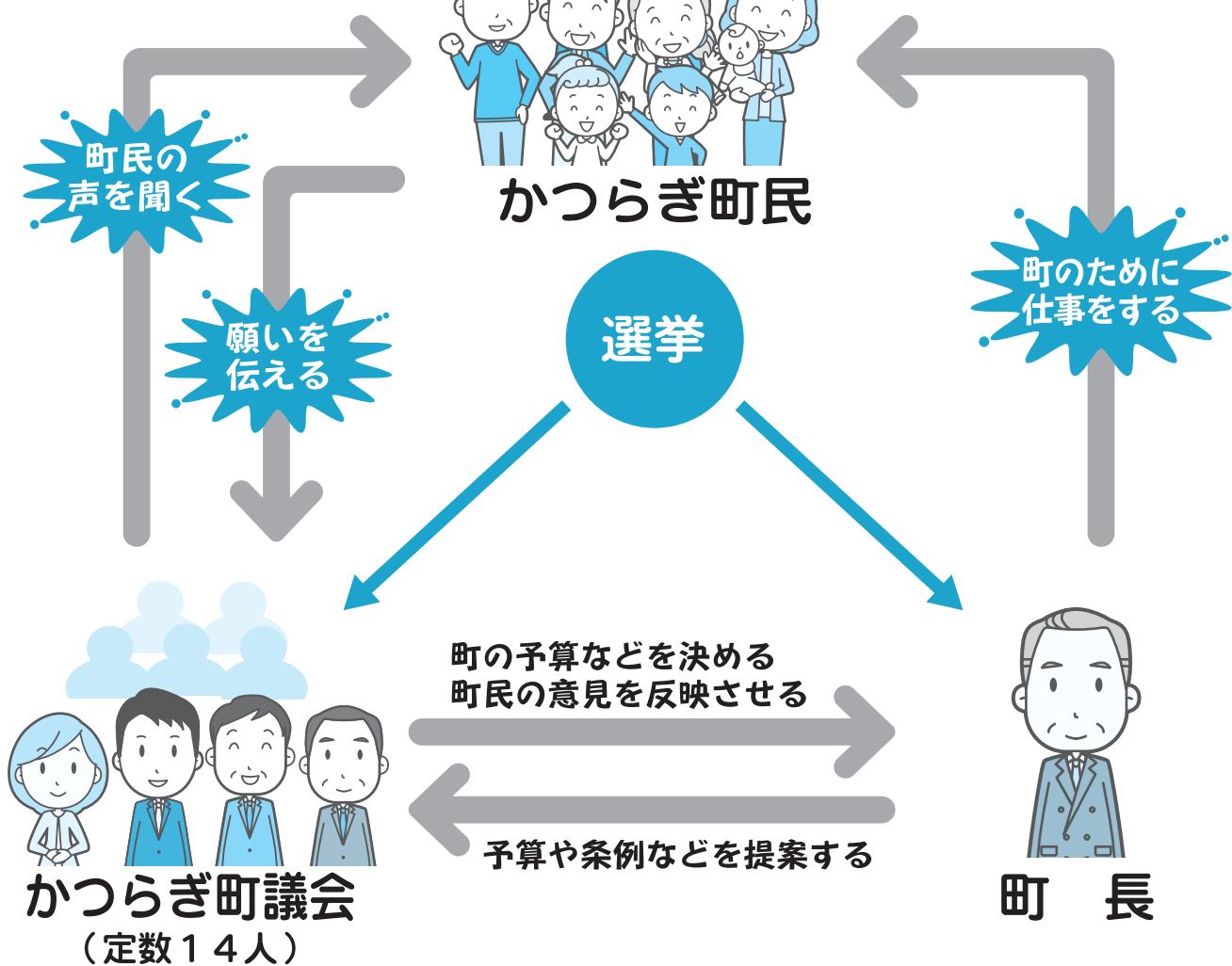
二元代表制のもとで、かつらぎ町の豊かな町づくりに貢献することを目的に、町の意思決定機関として、町執行機関と独立、対等の立場で緊張感を保ちながら町政運営にあたり、議会及び議員は、どのような責任を担い、どのような活動をすべきなど、議会に関する基本的な約束を規定しています。

教えて Q & A



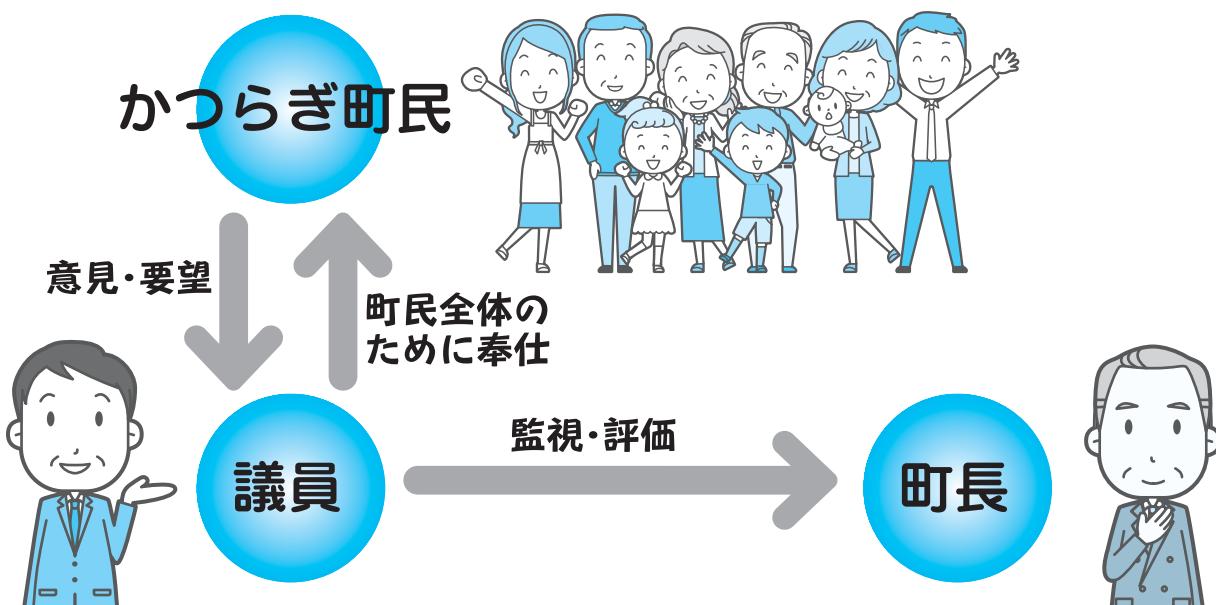
二元代表制って何？

議員と町長は、どちらも町民から直接選挙で選ばれます。
この制度を二元代表制といいます。



第2章 議会・議員の活動原則

第2章（第3条及び第4条）では、議会は町民主権を基礎とする町民の代表機関であり、議員は主権者である町民全体の奉仕者であることを常に自覚しなければならないと規定しています。



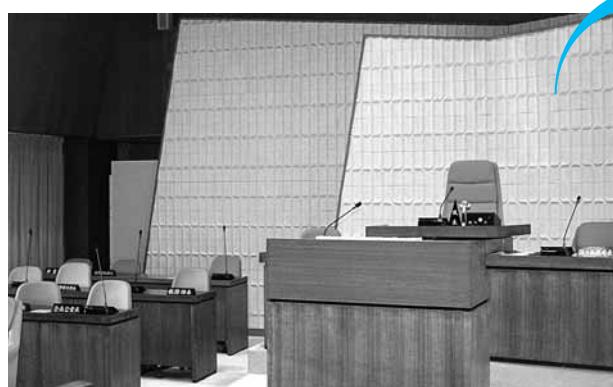
議員による「一般質問」とは？

議員個人が町の施策や方針など行政事務全般について、適切に行われているかチェックし、説明を求めたり、政策提案を行ったりします。

例えば

- ・町民の要望や意見をまとめ、解決を求める
- ・予算の執行や事業の進捗を問う
- ・議員が抱いている抱負やアイディアを政策提言

かつらぎ町議会では、事前に質問内容を提出する「通告制」により、一人持ち時間60分、議場内に「一般質問席」を設け、町長や担当課長と向かい合って、一問一答方式により議論を交わしています。



最初に演壇に立ち、すべての質問内容を伝えてから自席に戻って質問していました。



自席から一般質問席に移動し、対面で一つずつ質問しています。

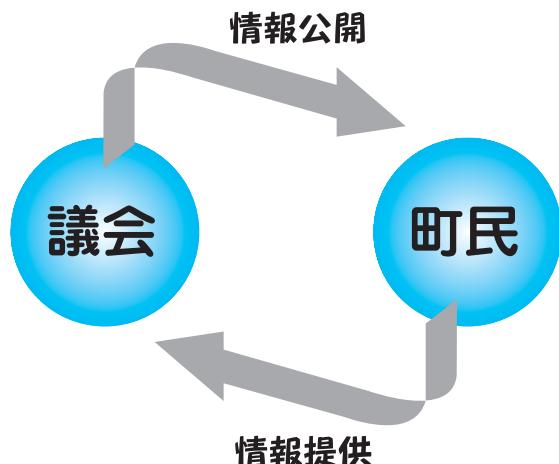
第3章 町民と議会の関係

本章では、議会の情報公開や町民との情報の共有についての方法などを記しています。議会には本会議と委員会(※)があり、基本的に誰でも傍聴することができると規定しています。加えて、議会では、情報の公開や説明責任を果たし、町民の意見を聴取して議会の活性化に生かすため、議会報告会または懇談会を年1回以上開催することにしています。

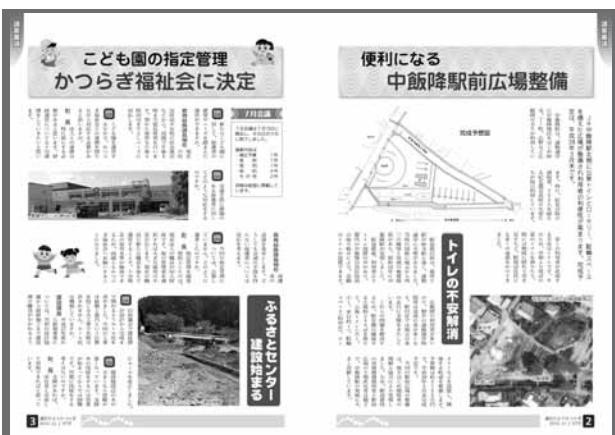
(※)☞9~10ページ参照



懇談会



議会は、重要な議案に対する議員の態度を広報で公表し、町民の評価が的確になされるように努めます。



議会だより



傍聴席

教えて Q & A



請願・陳情って何？

請願は、国民の基本的権利として日本国憲法により保障されています。誰でも（外国人でも可能）請願書や陳情書として、町議会を通して国や地方公共団体に要望などを提出することができます。ただし、採択されたものに限ります。



請願の内容と手続きはどうするの？

請願の内容については、法律上、特に規定がないので、形式的要件（下欄参照）が整えば提出することができます。

請願書・陳情書を提出する場合には、趣旨、提出年月日、請願者（陳情者）の住所及び氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）を記載、押印し、議長宛てに提出します。

また、請願には一人以上の紹介議員（署名または記名押印）が必要です。ただし、陳情の場合は必要ありません。

【請願書記載例】

(表紙)	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
かつらぎ町議会議長様	
紹介議員 ○○○○○ (署名または記名押印)	
○○○についての請願書	
請願者の住所 氏名 ○○○○○○○印 外 ○○名 (法人の場合はその名称及び代表者の氏名)	
(内容)	
(件名)	
(要旨)	
(理由)	

【陳情書記載例】

(表紙)	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
かつらぎ町議会議長様	
○○○についての陳情書	
陳情者の住所 氏名 ○○○○○○○印 外 ○○名 (法人の場合はその名称及び代表者の氏名)	
(内容)	
(件名)	
(要旨)	
(理由)	

～提出された請願書（陳情書）の流れ～

①町議会に提出された請願書（陳情書）は、所管の委員会などに審査を付託し、十分審査します。その結果をもとに、最終は本会議で採決されます。



②採決された請願書（陳情書）は、提出者に結果を通知します。



③本会議で採択されると、関係各所にその内容を送付します。



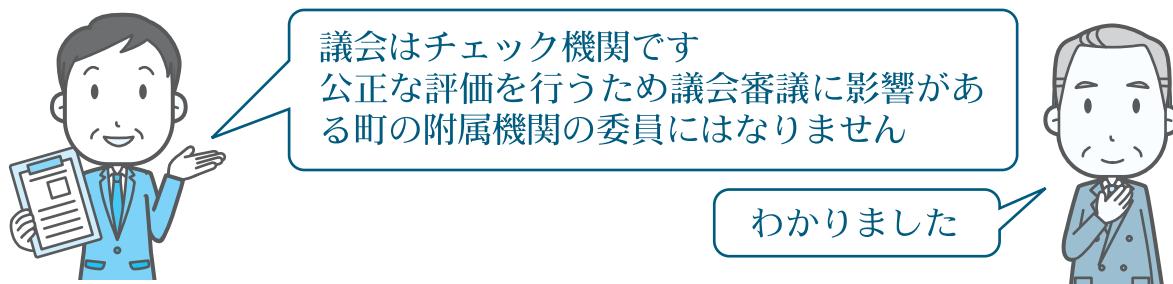
第4章 町長と議会の関係

この章では、議会と町長の関係はなれあいにならず、両者は常に緊張感を持ち、政策などをめぐって町政の発展に取り組むことを規定しています。

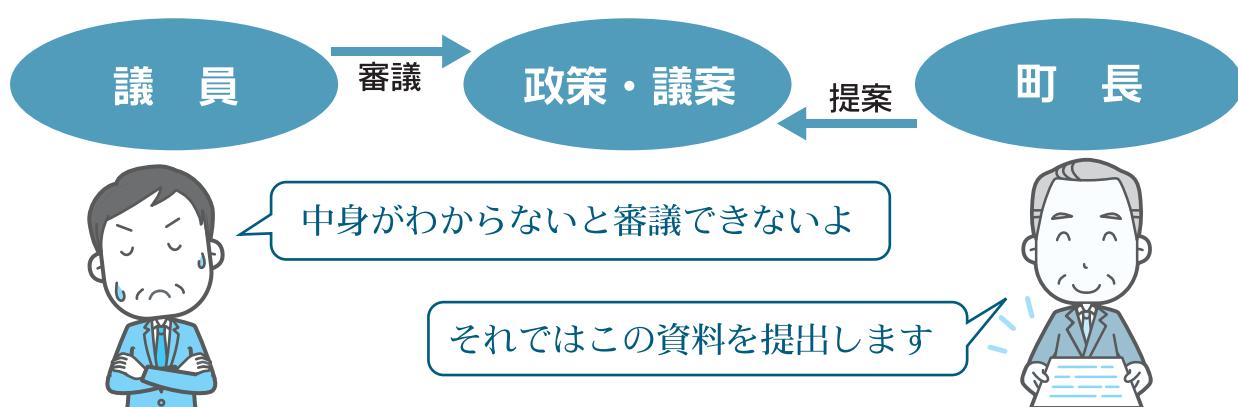


法律で定められたものや審議に影響のない審議会(※)などの委員には参加しますが、それ以外は参加しないことにしています。

(※)P17ページ参照



第7条では、議会に町長が提案する重要な政策などについて、議会と活発な議論ができるよう、町長に対して7項目にわたる説明資料を求めることがあります。



第9条では、議会で議決しなければならないことは地方自治法で15項目を定めていますが、それ以外に町独自で定めることができることを規定しています。現在、長期総合計画(※)が議決事項となっています。

(※)P17ページ参照

第5章 議会運営と議会機能の発揮

第10条及び第11条では、通年議会とすることで、議会が主導して、いつでも本会議と委員会、全員協議会(※)などを開くことができるところから、機動的で町民のニーズに即応でき、議会機能の向上と効果的な運営を図ることを規定しています。

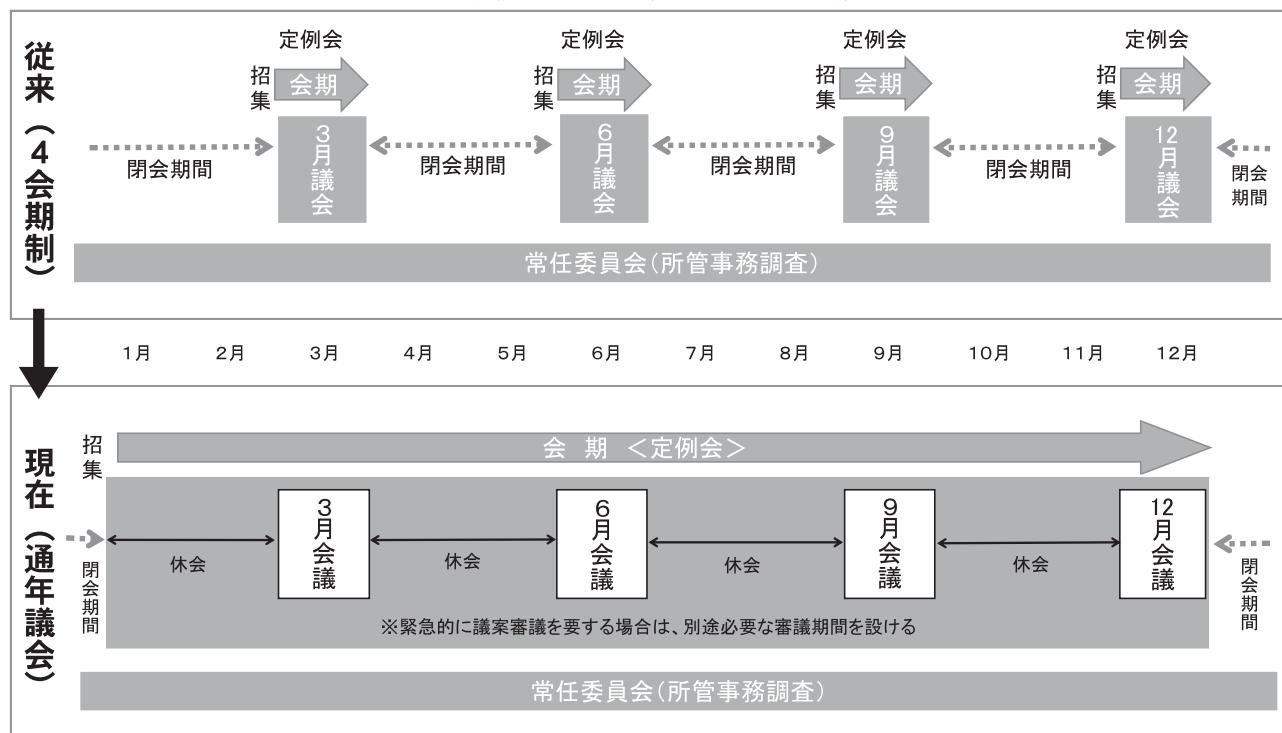
第12条及び第13条では、本会議、委員会、全員協議会などにおいて、自由な討議を行い合意形成に努め、行政の監視と政策の提言を図ること、また、町民に対し積極的に情報を公開し、意見交換の場を設けるよう努めています。

(※)☞17ページ参照

通年議会とは

議会の会期をおおむね1年とし、いつでも議会や委員会などを開いて、議案の審議や決定の話し合いができます。

会期のイメージ(かつらぎ町議会)



常任委員会とは

議会で審議される案件に、専門的知識や経験を生かし審査を行います。

特別委員会とは

特別に審議が必要な案件がある場合に、議会の議決をもって設置されます。現在は、議会広報編集特別委員会が設置されています。

総務産業常任委員会

企画公室、総務課、税務課、出納室、産業観光課、建設課、上下水道課、地籍調査室及び花園地域振興課の所管に関する事項並びに他の常任委員会に属しない事項に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査を行います。

厚生文教常任委員会

住民福祉課、生活環境課、やすらぎ対策課及び教育委員会の所管に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査を行います。

議会運営委員会

議会を円滑に運営するために設置されます。



町議会の流れと進め方（一例）

議会運営委員会

議会の効率的な運営をするため、会期及び会議の日程や進め方などを協議します。

本会議 (提案説明)

議案の提出者から提案内容の説明を受けます。
賛成か反対か多数決で決定します。（採決）
さらに詳しく審査する必要がある議案、請願・陳情は、常任委員会や特別委員会に付託します。

委員会 (審議)

付託された議案など、担当部署から説明を受けます。
請願・陳情は意見を出し合い、採択するか決定します。

本会議 (質疑・討論・採決)

議案に対する質疑（※）を行います。
賛成または反対の立場で意見を述べます。（討論）
賛成か反対か多数決で決定します。（採決）

（※）☞16ページ参照

第6章 議会活性化の推進

第14条では、議会活性化の取り組みを進める上で、必要に応じて議会活性化推進会議や議会モニターの導入等を採用し、さらに第15条では、現在発行している議会広報紙の充実とインターネット中継、町民アンケートの実施等、町民の皆さんのが町政への関心を持つように広報広聴活動を充実させるものです。

議会活性化推進会議って？

議員で構成し、必要に応じて、学識経験のある人に入ってもらい継続的に活性化に取り組む場です。



議会モニターって？

町民の要望や提言その他の意見を広く聴取するため、モニターとして町民の中から募集し、さまざまな声を議会に反映させて活用します。



「議会ホームページ」

インターネットを活用して議会の様子を伝えます。



「議会広報アンケート結果」

アンケートで
さまざまな意見をお聞きします。

教えて Q & A

広報広聴活動って何？

現在発行している議会だよりをさらに充実させて、議会をより身近に知ってもらうために、町民の皆様の生の声をお聞きしたいと思っています。



第7章 議会及び議会事務局の体制整備

この章では、町政の課題に関する調査研究のため、必要に応じて識見を有する者等で構成する調査研究機関(※)を設けることができるほか、議員の政策立案能力の向上のため議員研修の充実強化を規定しています。

併せて、議会の持つ権能を十分に発揮できるよう、議会に関する事務を処理する議会事務局の充実強化も規定しています。

(※)☞17ページ参照

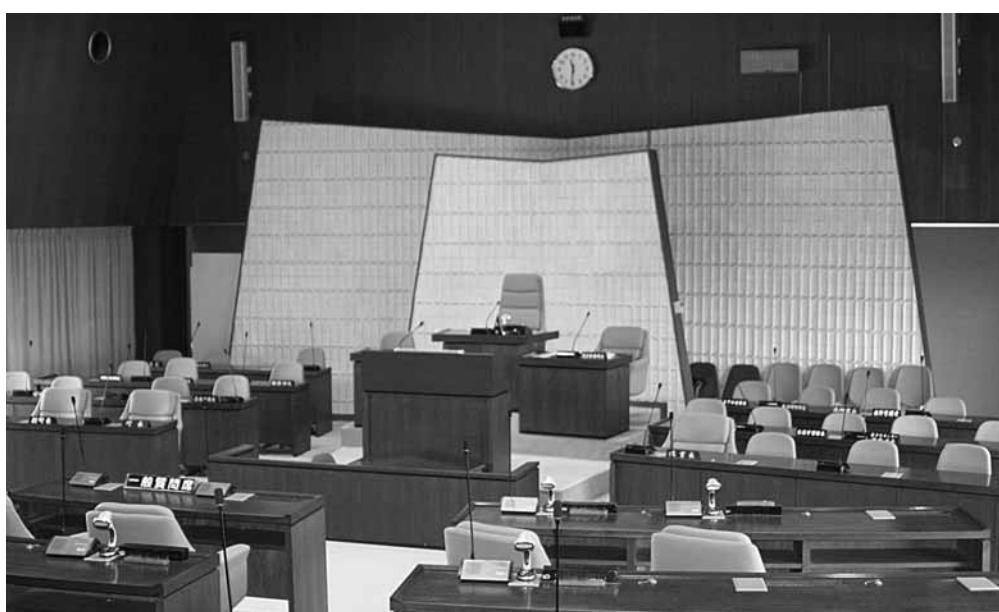
第8章 議員の身分・待遇及び政治倫理

この章では、議員定数及び議員報酬について、それぞれ既存の条例で定めていることを規定しているほか、第22条では、議員は町民全体の代表者としての自覚を常に持ち、町民の疑惑を招くことのないよう行動することも明文化しています。

第9章 最高規範性及び見直し手続

この章では、この条例が本町議会における最高規範であり、この条例の趣旨に反する条例等は制定してはならないことを規定しています。

また、常に社会情勢等の変化を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検討し、見直し手続き（一部改正）を行う際には、改正の理由や背景を本会議において説明することを明記しています。



かつらぎ町議会基本条例 (平成28年6月23日条例第28号)

(前文は3ページに記載、下線は16~17ページ参照)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本的事項を定めることにより、町民参加を基本とする開かれた議会を実現し、かつらぎ町（以下「町」という。）の豊かなまちづくりに貢献することを目的とする。

(議会の役割)

第2条 議会は、町民を代表する公選の議員をもって構成され、政策の提案、行政運営に対しての監視を行い、町の意思決定機関であることから、執行機関と独立・対等の関係に立ち、相互に緊張感を保ちながら協力して町政の運営に当たる。

第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじた議会を目指し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 町民本位の適正な町政運営が行われているか、監視、批判及び評価をする。
- (2) 町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させるための活動をするとともに、町民のための政策の立案及び提言を行う。
- (3) 町民にとってわかりやすく開かれた議会運営に努め、議会への多様な町民参加を保障するとともに、議会として議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営に努める。
- (4) 議会が議論の場であることを十分に認識し、意思決定に当たっては、議員間の自由闊達な議論を重んじ、論点及び争点を明らかにするよう努めなければならない。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が議論の場であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を重んじなければならない。
- (2) 町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、自己研鑽や資質向上に努め、町民の代表としてふさわしい活動に

努めなければならない。

- (3) 町民全体の奉仕者として、福祉の向上を目指した活動に努めなければならない。

第3章 町民と議会の関係

(情報公開と町民参加)

第5条 議会は、町民に対して議会の活動に関する情報公開を行うとともに、情報の共有を推進し、説明責任を果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議に引き続き、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の公開に努めなければならない。
- 3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第115条の2第1項に規定する公聴会制度及び同条第2項に規定する参考人制度を活用し、必要に応じて町民の意見を聞く機会を設けるものとする。
- 4 議会は、町民による請願及び陳情等を政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聞く機会を設けるよう努めるものとする。
- 5 議会は、町民、町民団体、N P O 等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。
- 6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表するとともに、議会の活動に対して町民の評価が的確になれるよう、情報の公開に努めるものとする。
- 7 議会は、前各項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席のもとに町民若しくは町民の代表に対する議会報告会又は懇談会を年一回以上開催し、議会の説明責任を果たすとともに、町民の意見を聴取して議会の活性化に生かすものとする。

第4章 町長と議会の関係

(町長等と議会及び議員との関係)

- 第6条 議会及び議員は、町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）との立場及び権能の違いを踏まえ、議会機能を十分に発揮した議会活動を行うことにより、議会審議における町長等との緊張関係の保持に努めなければならない。
- 2 議員は、町長等が任命する法定外諮問機関及び審議会等の委員に原則として就任しないもの

とする。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第7条 議会は、町長等が提案する重要な政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議の水準を高めるため、町長等に対し次に掲げる形成過程の資料の提出及び説明を求めるものとする。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 町民参加の実施の有無とその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (5) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (6) 政策等の実施にかかる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算及び費用対効果

(予算及び決算における政策説明資料の提出)

第8条 議会は、予算及び決算の審査に当たり、前条の規定に準じて町長等に対しわかりやすい施策別又は事業別の説明資料の提出を求めるものとする。

(議決事件の拡大)

第9条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規定により、議決事件の拡大について積極的に活用するものとする。

2 前項の議会の議決すべきものについては、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべきものを定める条例（平成24年かつらぎ町条例第21号）で定める。

第5章 議会運営と議会機能の発揮

(通年議会)

第10条 議会は、主体的・機能的な活動を展開するため議会の会期を通年とする。

2 議会の会期を通年とするために必要な事項は、別に定める。

(議会運営)

第11条 議会は、町民の負託と信頼に応えるため地域の実情に即した自主的な議会運営を目指すとともに、円滑かつ効果的な運営に努めなければならない。

2 議員は、円滑かつ効果的な運営を図るため、自ら議会機能の向上に努めるものとする。

(自由討議による合意形成)

第12条 議会は、合議制の役割を十分果たすために、本会議等において、少数意見も尊重しながら合意形成に努め、町民に対する説明責任を

果たすものとする。

2 議会は、自由議論に基づき、監視機能と審議機能及び政策形成機能の充実に努めるものとする。
(委員会活動)

第13条 議会は、社会経済情勢等の変化により生じる行政諸課題に迅速に対応するため、委員会の専門性及び特性を生かした運営により、機動力の向上に努めるものとする。

2 議会は、委員会の審査に当たっては、町民に対し積極的に情報公開を行うとともに、町民との意見交換の場を設けるよう努めるものとする。

第6章 議会活性化の推進

(議会活性化推進の取組)

第14条 議会は、議会の活性化に継続的に取り組むものとする。

2 議会は、必要があると認めたときは、議員で構成する議会活性化推進会議を設置するものとする。

3 議会は、必要があると認めたときは、前項の議会活性化推進会議に識見を有する者等を構成委員として加えることができる。

4 議会は、円滑かつ民主的な運営等を推進するため、議会モニター制度を導入することができる。

5 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議会広報及び広聴の充実)

第15条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、議会広報紙の発行及び多様な情報通信技術を踏まえ、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

3 議会は、町民の多様な意見及び提案を把握するため、町民アンケート等の広聴活動に努めるものとする。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(調査研究機関の設置)

第16条 議会は、町政の課題に関する調査研究のため必要に応じて識見を有する者等で構成する調査研究機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査研究機関に議員を構成員として加えることができる。

3 第1項の調査研究機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議員研修の充実強化)

第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家及び町民等との研修会を開催することができる。

(議会図書室の充実活用)

第18条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実と機能強化に努め、その有効活用を図るものとする。

(議会事務局の体制整備)

第19条 議会は、議員の政策形成及び立案能力を高めるとともに、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るものとする。

2 議長は、前項の充実強化のため、専門的な知識経験を有する職員の配置に努めるとともに、職員の専門的な能力の養成を行うものとする。

第8章 議員の身分・待遇及び政治倫理

(議員定数)

第20条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状及び課題並びに将来の予測と展望を十分考慮するとともに、町民の意見等総合的な観点から決定する。

3 議員定数を議会が改正する場合は、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提案するものとする。

(議員報酬)

第21条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状及び課題並びに将来の予測と展望を十分考慮するとともに、町民の意見等総合的な観点から決定する。

3 議員報酬を議会が改正する場合は、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提案するものとする。

(議員の政治倫理)

第22条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

第9章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第23条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則、規程等を制定し、又は改廃してはならない。

(議会及び議員の責務)

第24条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続)

第25条 議会は、常に町民の意見及び社会経済情勢等の変化を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうか評価及び検討を行い、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正するに当たっては、議員全員が賛同する場合であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成28年8月1日から施行する。ただし、第6条第2項の規定は、平成29年4月1日から施行する。



(五十音順)

議事機関

憲法第93条に「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」と規定されています。

合議制

複数の人により構成された組織において、相談や協議により、その意思が決定される制度をいいます。

公聴会制度

予算等重要な案件を審査する場合に、学識経験者や利害関係者等から意見を聞くために設けられた制度です。

最高規範性

かつらぎ町議会における行動や判断の基準となる模範となるもの。

参考人制度

地方公共団体の事務に関する調査または審査を行う場合に、必要があると認める場合に出席を求め、参考人から意見を聞くために設けられた制度です。

質疑

議題となっている事件について、疑義(疑問点)を確認し説明を求めるもので、その議題の提出者に対して行います。

質疑にあたっては、議員は「自己の意見を述べることができない。」とされていますが、自己の見解を述べないと質疑の意味をなさないようなものについてまで禁止しているものではありません。

執行機関

町長のほか執行権限を持つ行政委員会として、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会や監査委員などをいいます。

自由討議

現在、本会議においての議会の審議は、主に執行部(町側)に対し、質疑を行っていますが、議員相互間の活発な討議により審議を行い、議会の意思決定をするべきとの考え方から、議員が相互に議案等について自由に討議することをいいます。

審議会

行政機関が政策立案などにつき、学識経験者や利害関係者の意見を反映させるために設置する合議制の諮問機関のことをいいます。

全員協議会

議案の審査または議会の運営に関し、協議や調整を行うための場で、議員の全員で構成し、議長が招集します。（地方自治法第100条第12項より）

長期総合計画

かつらぎ町の基本方針や主要な施策が示された計画であり、地域・行政に関わる総体的な計画です。

調査研究機関

一つの事案を明確にするため、調査・研究する機関。

「地方自治は民主主義の最良の学校である」－これは19世紀のイギリスの著名な政治学者の言葉です。

今回の議会基本条例の作成の背景には、11年前の旧花園村との町村合併があります。折しも夕張市(北海道)の“財政破綻”の衝撃は、地方議会のありようが鋭く問われた大事件でした。議会の改革は待ったなしの課題になりました。

以来およそ10年の歳月を費やして今日に至りました。その理由は何か。14人の議員一人ひとりの知恵と経験を生かした丁寧な議論を保障してきたこと、また、お互いの一致点を探りながら、違いは脇に置き、議員間での議論を積み重ねてきたことにあります。そして、通年議会の採用をはじめ、日々の実践の中で基本条例制定に向けて検証してきました。もちろん、個性の強い集団の中での議論は行きつ戻りつの繰り返し。加えて、その間に改選で3分の1の議員が入れ替わる中での条例づくりは、貴重な時間と真摯な議員間の議論の集大成として、ここに完成しました。

かつらぎ町議会は、地方議会という“学校”の中で、民主主義とは何か、この10年間の貴重な経験から学んだように思います。

議会活性化特別委員会一同